

## 出雲市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月31日で期限を迎えたことから、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年度～令和12年度）」が制定されました。

同法の制定に伴い、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、下記のとおり新たな計画を策定します。

- (1) 計画の名称 出雲市過疎地域持続的発展計画（以下「新過疎計画」）
- (2) 計画期間 令和3年度～令和7年度（前期）
- (3) 対象地域 佐田地区（旧佐田町）、多伎地区（旧多伎町）
- (4) 計画内容（対象分野）
  - ①基本的な事項（対象地域の概況、持続的発展の基本方針等）
  - ②分野別の課題と対策、事業計画 ※下線は今回新たに追加された内容
    - ・ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
    - ・ 産業の振興
    - ・ 地域における情報化
    - ・ 交通施設の整備、交通手段の確保
    - ・ 生活環境の整備
    - ・ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
    - ・ 教育の振興
    - ・ 集落の整備
    - ・ 地域文化の振興等
    - ・ 再生可能エネルギーの利用の推進 ほか
- (5) 記載事項として新たに追加された項目
  - ・ 持続的発展に関する目標（人口、産業振興策等）
  - ・ 市町村評価の達成状況に関する事項（評価の時期、手法等記載）
  - ・ 産業振興促進事項（税制特例の適用等）
- (6) 策定スケジュール
  - 令和3年7月 新過疎計画案の県協議
  - 令和3年9月議会 新過疎計画案（議案）の提出

## 【参考】財政措置（過疎対策事業債）

- (1) 充当率 100%
- (2) 交付税措置 70%（元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入）
- (3) 対象事業 過疎計画に掲げるハード、ソフト事業が対象